

# すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 会長 奥村尚三  
全国保育士会 会長 村松幹子

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任<sup>※</sup>です。

国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、等しく健やかな育ちが実現されるよう、令和 7 年度保育関係予算について次のことを要望します。

※すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任

## 児童の権利に関する条約第 4 条

締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

## 児童福祉法第 2 条 3

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## こども基本法第 4 条

国は、前条の基本理念（※事務局注 全ての子どもの人権の保障、適切な養育や生活の保障、最善の利益の考慮など）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## 1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 人口減少地域においても、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことを要望します。

## 2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、 職員配置や公定価格等を見直してください

### (1) 職員配置基準の改善

- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。1 歳児についても早急に改善してください。
- また、応答的なかかわりが重要な時期である 2 歳児の配置基準についても改善を要望します。

- 近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準も含めて、配置基準が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。
- 配置基準については、下記(3)の主任保育士の必置化、(4)の施設長の配置も含め、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項(※「保育所には、保育士(略)、嘱託医及び調理員を置かなければならない」)の見直しも要望します。

## (2) 公定価格の改善と保育人材の確保

- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育者が安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。
- 保育士の勤務年数の長期化(11年超)を踏まえ、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げや加算対応等、さらなる処遇改善を要望します。
- 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

## (3) 主任保育士の必置化

- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。

## (4) 施設長の資質向上

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることを要望します。

# 3. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

## (1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用

- 6月5日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。

## (2) 就学前教育・保育施設整備交付金等の確保

- 令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金は、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用される結果となりました。その後、第一次協議で不採択となった施設を

対象に追加協議が行われることになりましたが、「こども誰でも通園制度」の整備等、こどもまんなか社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれることから、今後も必要な施設整備を図ることができるよう十分な予算の早急な確保を要望します。

- 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生しています。保育所等が被災した場合、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について、災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給を要望します。

#### **4. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください**

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること』」が主旨であるはずで、真に子どものための制度となるよう、また、自治体間で格差が生じないよう、その主旨の徹底と財源の確保、体制や仕組みの十分な検討と構築を要望します。
- 質の高い保育の提供に向けた保育士の配置等を踏まえると、令和6年度実施の試行的事業の委託料の単価（子ども一人1時間あたり850円）では安定した運営は困難と言わざるを得ません。本格実施に向けて委託料の見直しを要望します。

#### **5. 認定こども園特有の課題の解決に向けて検討を行ってください**

- 子ども・子育て支援新制度が施行されて10年になろうとしています。認定こども園と保育所、また幼稚園との間で公定価格の単価や各種加算の相違など、さまざまな不整合や矛盾が存在し、保育の現場では困惑や混乱が生じています。新制度10年を節目に公定価格をはじめ制度そのものを総括し、必要な部分は早急に改善し、次の10年に臨むべきです。
- 一部の市町村では、保育所が認定こども園移行の意思を示しても認められないことがあります。国においては、認定こども園への移行を希望する保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものと示されていることから、自治体に対して、その旨を再度徹底してください。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。すべての子ども・子育て家庭を統一的に支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

#### **6. 公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計としてください**

- 少子高齢化による人口減少が進み、子どもの数が少なくなっていくなか、地域の保

育機能を維持するため、公立保育所・公立認定こども園は大きな責任と役割を担っています。

- 現在の保育施設を支援する施策は多くが民間の保育所等を対象としており、公立施設は対象となりません。上記の公立施設の役割を踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する子ども・子育てを支援する制度において、公立保育所・公立認定こども園も対象となるような、柔軟な制度設計を要望します。
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、『新子育て安心プラン』の後の保育提供体制」等について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の1つとしていただくよう要望します。

## **7. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください**

- 災害が発生した場合、保育所・認定こども園には、地域の乳幼児を抱える家庭や妊産婦、その他の方たちが避難してきます。しかし、現行では保育所・認定こども園は、災害救助費の対象とならないことがあります。
- 実態にあわせ、地域住民を受け入れて避難所となった保育所・認定こども園を、災害救助法の「避難所」として取り扱い、災害救助費の対象にしてください。
- また、本年一月に起きた能登半島地震の被災地域における子どもの健全な育成環境を確保するため、地域の実情に応じたさらなる復興支援策を早急にお願いします。

## **8. 少子化傾向を反転させるため、子育て家庭の負担を軽減してください**

- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちの保障することが必要です。その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。

## **9. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください**

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながらか子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- 保育所等では11時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。それが、国がめざす「こどもまんなか」社会でしょうか。
- 日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善するためにも、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。